

電気通信事業法における技術基準について

平成19年6月27日

総務省 電気通信技術システム課

電気通信事業法の技術基準の枠組み

事業用電気通信設備（ネットワーク）

電気通信事業法の規定

第41条（電気通信設備の維持）

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、当該設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
上記の技術基準は次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 設備の損壊、故障により役務提供に支障を及ぼさない。
- 二 品質が適正である。
- 三 通信の秘密が侵されないようにする。
- 四 利用者、他の電気通信事業者の設備に損傷、機能障害を与えない。
- 五 他の電気通信事業者との責任の分界が明確である。

技術基準の具体的内容

事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）

電気通信回線設備の損壊又は故障の対策
秘密の保持
他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止
他の電気通信設備との責任の分界
音声伝送役務の用に供する電気通信回線設備（アナログ電話用設備、ISDN通信用設備、0AB～J IP電話用設備、携帯電話用設備、050 IP電話用設備）毎に通話品質、接続品質等を規定

等

端末設備 / 自営電気通信設備

第52条（端末設備の接続の技術基準）

電気通信事業者は、総務省令で定める技術基準に適合している端末設備について、当該事業者の電気通信回線設備への接続請求を拒むことができない。
上記の技術基準は次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 事業者の電気通信回線設備に損傷、機能障害を与えない。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼさない。
- 三 電気通信事業者との責任の分界が明確である。

第70条（自営電気通信設備の接続）

自営電気通信設備について、第52条と同様の要件を規定。

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

責任の分界
安全性等（絶縁抵抗等、漏えいする通信の識別禁止）
電気通信回線設備に接続する端末設備毎に技術基準を規定

- ・ 電話用設備に接続される端末設備（アナログ電話端末、移動電話端末）
- ・ 無線呼出用設備に接続される端末設備
- ・ 総合デジタル通信用設備
- ・ 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備

等

その他の規定

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規定（昭和62年郵政省告示第74号）

電気通信事業法第41条第1項、第2項の規定に該当しない電気通信設備を用いて役務を提供する情報通信ネットワークは、当該ネットワークが下記の基準を満たす場合、安全・信頼性対策を実施しているネットワークとして登録することができる。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）

社会的に重要な情報通信ネットワークに求められる安全・信頼性対策の指標としての基準を定める。

- ・ 情報システム安全対策基準（平成9年国家公安委員会告示第9号）
- ・ 民間企業等が各自に設定している基準（プライバシーポリシー等）

(参考) 電気通信事業法における規定

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は残像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

(電気通信事業の登録)

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 業務区域
 - 三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
- 2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(参考) 電気通信事業法における規定

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
 - 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
 - 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
 - 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末設備の接続の技術基準)

第五十二条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条及び第七十条において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第六十九条において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

- 2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
 - 二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
 - 三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(自営電気通信設備の接続)

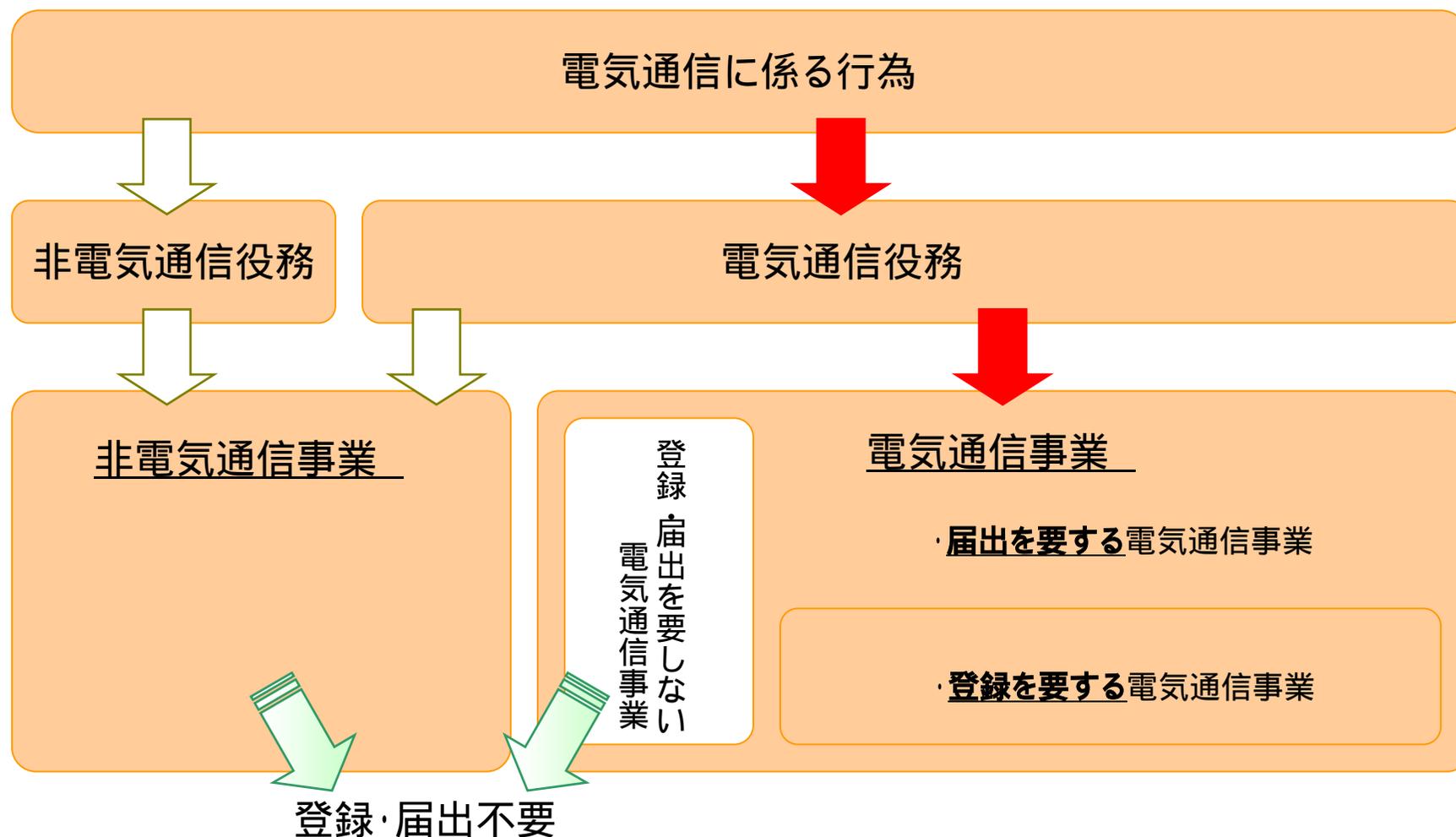
第七十条 電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

- 一 その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に適合しないとき。
 - 二 その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が総務大臣の認定を受けたとき。
- 2 第五十二条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第五十二条第一項の技術基準」とあるのは、「第七十条第一項第一号の技術基準（同号の技術的条件を含む。）」と読み替えるものとする。

(参考) 電気通信事業の概要

電気通信事業法において、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供するものが「電気通信役務」とされている。

また、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業が「電気通信事業」であり、「届出を要する電気通信事業」、「登録を要する電気通信事業」及び「届出・登録を要しない電気通信事業」に分類される。



(参考) 電気通信事業の判定フローチャート

電気通信に係る行為

Yes

次の基準に合致するか
・「電気通信設備を他人の通信の用に供する」場合

No

電気通信役務

非電気通信役務

届出・登録を要しない

Yes

次の基準の**いずれにも**合致するか
・「他人の需要に応ずるためである」場合
・「事業である」場合
・「有線テレビ放送等でない」場合

No

電気通信事業

非電気通信事業

届出・登録を要しない

次の基準の**いずれかに**合致するか
・「専ら一の者に電気通信役務を提供する」場合
・「同一構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合
・「線路のこう長の総延長が5km未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する」場合
・「他人の通信を媒介せず、かつ、電気通信回線設備を設置しない」場合

Yes

No

届出
登録を要しない
電気通信事業

次の基準に合致するか
・「電気通信事業を営む」場合

Yes

No

次の基準の**いずれかに**合致するか
・「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合
・「中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を超える」場合

Yes

No

登録を要する
電気通信事業

届出を要する
電気通信事業

届出
登録を要しない
電気通信事業

地方公共団体が行う一定の電気通信事業については、届出を要する。

(参考) 事業用電気通信設備規則の全体イメージ

電気通信回線設備を設置する事業者の設備・ユニバーサルサービスの設備に適用

電気通信回線設備の損壊又は故障の対策

- ・アナログ電話用設備等：予備機器等、故障検出、防護措置、試験機器及び応急復旧機材の配備、異常ふくそう対策、耐震対策、電源設備、停電対策、誘導対策、防火対策等、屋外設備 等
- ・その他の電気通信回線設備：故障等の対策、耐震対策等、その他準用あり

秘密の確保

通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護

他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置、異常ふくそう対策

他の電気通信設備との責任の分界

分界点、機能確認

音声伝送役務の提供の用に
供する電気通信回線設備

アナログ電話用設備

* 信号極性、信号受信条件、可聴音送出条件、通話品質、接続品質 等

アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備(I S D N、I P 電話(0 A B ~ J 番号))

* 基本機能、通話品質、接続品質、総合品質、安定品質

その他の音声伝送用設備に対する規定(携帯電話、I P 電話(0 5 0 番号)等)

* 基本機能、通話品質、接続品質、総合品質

電気通信事業の用に供する端末設備

端末設備等規則を準用

(参考) 端末設備等規則の全体イメージ

端末設備・自営電気通信設備に適用

責任の分界

端末設備と事業用電気通信設備との責任の分界の明確化

安全性等

漏えいする通信の識別禁止、鳴音の発生防止、絶縁抵抗等、過大音響衝撃の発生防止、配線設備等、端末設備内において電波を使用する端末設備

個別の端末設備に係る規定

アナログ電話端末

* 発信の機能、選択信号の条件、直流回路の電気的条件等、送出電力、漏話減衰量 等

移動電話端末

* 基本的機能、発信の機能、ランダムアクセス制御、位置登録制御、チャンネル切替指示に従う機能、受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能、重要通信確保のための機能、移動電話端末固有情報の変更を防止する機能 等

無線呼出用設備に接続される端末設備

* 無線呼出端末固有情報の変更を防止する機能 等

総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

* 基本的機能、電気的条件等、アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 等

専用設備又はデータ通信用設備に接続される端末設備

* 電気的条件等、漏話減衰量 等

特殊な端末設備

* 特殊な端末設備

その他

自営電気通信設備については、端末設備の規定を準用

(参考) 関係法律・省令の参照先

電気通信事業法:

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html>

事業用電気通信設備規則:

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S60/S60F04001000030.html>

端末設備等規則:

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S60/S60F04001000031.html>

電気通信事業参入マニュアル:

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02.pdf

「追補版」:

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02_01.pdf